

川 西 市  
請負工事設計変更  
ガイドライン  
【公 表 版】



令和元年12月  
川 西 市

# 目 次

1. ガイドラインの目的	2
2. 設計変更の基本事項	3
(1) 設計変更と契約変更	
(2) 設計変更の基本原則	
(3) 当初設計及び設計変更に際しての留意点	
(4) 設計変更に伴う契約変更が不可能な場合	
(5) 設計変更にかかる関連規定の整理等	
3. 設計図書とは	6
(1) 設計図書に対する正しい理解の必要性	
(2) 設計図書の基本事項	
4. 指定と任意の正しい運用	7
5. 発注者の留意事項	9
6. 受注者の留意事項	9
7. 設計変更を行う主な事実の具体例と手続き	10
8. 施工条件の明示事項とそのポイント	15
9. 工事請負契約約款（抜粋）	20

## 1. ガイドラインの目的

川西市では、道路、公園、上下水道、及び建築物等、公共施設の整備及び維持に関する工事を毎年実施しています。工事を発注するに当たって、現場の形状・地質・湧水等の自然的な条件や交通規制・供給処理施設（電気・ガス・水道）等の埋設状況などを調査していますが、工事の進行中において、これらを調査したものと実際の現場とが一致しない場合や、予期することのできない特別な状態が生じるなど、当初の設計を変更せざるを得ないことがあります。この場合、契約の当事者である発注者と受注者は、川西市工事請負契約約款（以下「約款」といいます。）に基づいて設計変更や契約変更を行います。

公共工事の品質確保の促進に関する法律が、平成 26 年 6 月に改正され、公共工事の品質を将来にわたって確保するため、建設業の中長期的な担い手を育成・確保することを明記し、「発注者責務の明確化」として、「計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更」が示されました。

こうした背景のもと、本ガイドラインは、当初の設計を変更する場合において、どのような設計変更が契約変更となるのかを具体的な事例を交えながら明確にし、全ての設計変更が必ずしも契約変更には、なりえないことを発注者及び受注者双方が認識することで設計変更の手続きについて理解を深め、請負工事における設計変更の適正化を図ることを目的としています。なお、本ガイドラインは、一般的な考え方を示すものとして策定しました。



## 2. 設計変更の基本事項

### (1) 設計変更と契約変更

契約変更を行う場合、その前段階として設計変更を行うことが一般的です（例外として、物価の急激な変動等により設計変更を全く行わずに契約変更する場合等もあります。約款第25条）

- ① **設計変更とは**、工事の施工に当たって設計図書に記載されている工事目的物の内容（形状、寸法、材質、規格、数量及び施工方法・条件等）に変更が生じる場合、約款の規定に従い、設計図書の一部を訂正又は変更することをいいます。
- ② **契約変更とは**、設計変更に伴う契約金額の変更又は工期の変更をすることをいいます。なお、設計表示単位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとします。また、一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としないものとします。

### (2) 設計変更の基本原則

- ① **設計変更及び契約変更は**、当該工事の目的を変更しない限度において、工事施工中に発見された不測の事態に対処するため等、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことができません。また、変更見込金額が契約額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、別途の契約となります。

### (3) 当初設計及び設計変更に際しての留意点。

- ① 設計図書の作成及び審査に当たっては、工事の目的及び場所等、施工方法及び工事費に影響を及ぼす一切の事項について慎重に調査するとともに工事施工に際しては受注者にも設計図書等で条件変更がないか確認が必要です。
- ② 工事を完成する手段（仮設、施工方法等）については、特記仕様書等に特別の定めがある場合を除いて、本来、受注者が自由に施工することが出来るも

ので、通常設計変更の対象となりません。ただし、現場において施工上の条件が変わった場合（地中から障害物が出てきた場合など）は、設計変更の対象になります。

- ③ 受注者の都合で、設計図書よりグレードが高い製品を現場で使用した場合などは設計変更の対象となりません。
- ④ 競争入札による工事については、契約のすべての条項は、入札の条件となったもので、軽微な事項は別として、これを変更することは競争入札に付した目的、趣旨に反するものとなり、原則として設計変更の対象となりません。すなわち設計仕様等は、当初各入札者が入札をする際の条件として、応札価格の積算基準となったもので、これを変更すれば、当初、ほかに有利な入札をした者があったかも知れず、公正な競争の趣旨に反することになります。

#### （４） 設計変更に伴う契約変更が不可能な場合

次の場合は、原則として契約変更の対象にならないことに注意が必要です。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合。

対応策) 受注者は約款第18条第1項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求める必要があります。

- ② 発注者と「協議」しているが、発注者からの回答前に施工をした場合。

対応策) 協議の回答は発注者が約款第18条第3項により調査終了後、原則として14日以内にすることとなっており、速やかな回答は発注者の責務です。

- ③ 発注者の指示に基づかず、事前施工又は事後の「承諾」で施工した場合。

対応策) 承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものです。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は約款第18条による協議をする必要があります、安易な承諾による施工は避けるべきです。

- ④ 約款第18条から第24条までに定められた手続きを経ていない場合。

対応策) 発注者及び受注者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続きを行います。

⑤ 書面によらない事項（口頭のみ指示等）の場合。

対応策) 発注者は速やかに書面による指示・協議等を行います。受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまで施工しないのが原則です。

(5) 設計変更にかかる関連規定の整理等

設計変更については、川西市契約規則第 50 条（以下「契規」といいます。）及び約款において次の場合に行うものと規定されています。

表 1 設計変更を行う主な事実とその根拠規定

設計変更を行う主な事実		根拠規定
【1】	図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が互いに一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）	約款第 18 条第 1 項第 1 号
【2】	設計図書の表示が明確でない場合	約款第 18 条第 1 項第 2 号
【3】	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	約款第 18 条第 1 項第 3 号
【4】	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	約款第 18 条第 1 項第 4 号
【5】	設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	約款第 18 条第 1 項第 5 号
【6】	発注者が必要と認めて、設計図書を変更する場合	約款第 19 条
【7】	工事用地等の確保ができない等のため又は自然的、人為的な事象で受注者の責めに帰すことのできない事項により、受注者が工事を施工できないと認められ、工事を一時中止する必要がある場合	約款第 20 条

\*表 1 に該当する場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を逸脱している場合には、設計変更により対応することはできません。

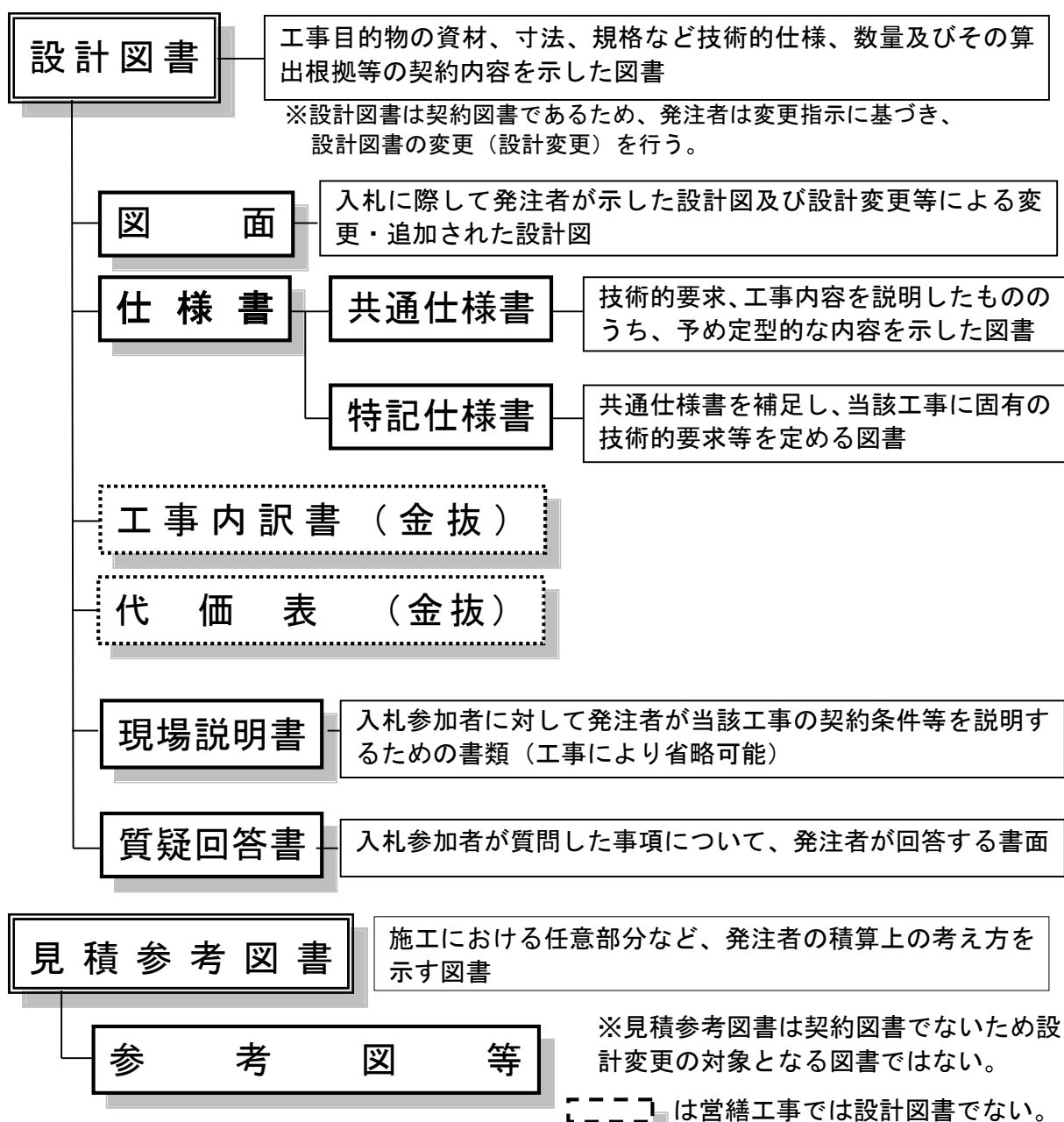
### 3. 設計図書とは

#### (1) 設計図書に対する正しい理解の必要性

請負工事の施工は設計図書に基づき実施されるため、請負者は工事目的物及び契約条件を示す設計図書を正しく理解することが必要です。

#### (2) 設計図書の基本事項

##### ① 設計図書と見積参考図書の構成



注) 土木工事に於いて工事内訳書、代価表については、今後見積参考図書になる場合がある。

## 4. 指定と任意の正しい運用

「仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める」と約款第 1 条第 3 項に規定されています。設計図書に「指定した」事項は契約変更の対象となるのか、「指定していない（任意）」事項は契約変更の対象とならないのかを適切に扱う必要があります。

- \* 「指定」とは、工事目的物を完成させるにあたり、設計図書に仮設及び施工方法等の必要事項を明示したものをいいます。
- \* 「任意」とは、工事目的物を完成させるにあたり、設計図書に仮設及び施工方法が記載されていない等、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものをいいます。

工事積算内訳書には、設計図書に示した工事材料及び施工方法等がそのまま反映されているもの（指定）とそうでないもの（任意）が記載されています。

このうち（任意）の部分は、約款第 1 条第 3 項の趣旨（自主施工の原則）からも受注者を拘束していません。

例えば建築工事の積算上、機械掘削で記載されている「任意」の工法について、受注者は、これを人力掘削で施工してもよいわけです。ただし、任意の部分であっても積算上のおりの工法等で施工することができない場合（前述の例でいえば、機械掘削で積算しているのに実際には現場が狭く、人力掘削でしか施工できない場合）には、そもそも設計者の考え方に誤りがあったということですから、これは契約変更の対象となります。

つまり、契約変更の対象とならない任意の部分というのは、あくまで「積算上の施工が可能であることが前提」です。



表2 指定と任意の違い

	指 定	任 意
設計図書への位置付け	仮設及び施工方法等について、具体的に指定します。	仮設及び施工方法等について、具体的に指定しません。 (標準的な工法等を参考図として示す場合があるが受注者の任意施工を拘束するものではない)
仮設及び施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要です。	発注者の指示又は承諾は不要です。ただし、施工計画書等の修正、提出は必要です。
施工工法等の変更が生じた場合の設計変更	対象とします。	対象としません。
当初明示した条件に変更が生じた場合の設計変更	対象とします。	

【任意における対応の不適切な事例】

- (1) ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- (2) バックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- (3) 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に「積算上の工法で施工」するよう指示
- (4) 受注者の手持資機材等都合により当初の積算上のものより上等な施工を行ったが、その費用について契約金額の増額を要求。



## 5. 発注者の留意事項

工事は設計図書に基づいて施工されるため、発注者は、受注者が工事目的物を適切に完成することができるよう、「9. 施工条件の明示事項とそのポイント」を参考に必要な工事材料や施工条件等を設計図書に明示しなければなりません

また、工事の施行中に設計図書を変更する必要がある場合は、その内容を受注者に対して書面により指示しなければなりません。このため、発注者は次の事項に留意する必要があります。契約変更を行うか否かを問わず、設計変更を行う際に必要な指示、協議等は書面で行います。（約款第9条第4項）

＊施工条件の明示については、「9. 施工条件の明示事項とそのポイント」を参照してください。

## 6. 受注者の留意事項

受注者は、契約に基づいて工事目的物を定められた期日までに完成し、これを引き渡す義務があります。そのためには、工事着手前に設計図書に示された条件などを十分確認しなければなりません。

- 工事の着手に当たって、設計図書の照査を行い設計図書と工事現場とに相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工上の疑義が生じた場合には、直ちに発注者に書面で通知します。なお、設計図書の確認の必要が生じた場合は、監督員の調査に協力しなければなりません。（約款第18条第1項、第2項）
- 調査・確認の結果、設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と事前協議を行い発注者から原則書面による指示を受けてから施工します。
- ただし、緊急の場合には口頭により指示を受けて施工し、後日その内容を書面で受けるようにします。設計変更について契約変更を求める場合には、独自の判断で施工してはなりません。

※ 独自の判断で施工した部分が契約金額の増額相当にあたる場合には、工事のやり直し又は発注者の事後承諾施工となり、契約変更の対象となりません。

※ 独自の判断で施工した部分が契約金額の減額相当にあたる場合には、工事のやり直し又は契約変更（減額）の対象となります。

## 7. 設計変更を行う主な事実の具体例と手続き

### 【1】 図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が互いに一致しない場合

(これらの優先順位が定められている場合を除く)

- (1) 図面と工事内訳書<sup>\*</sup>で舗装の厚さが一致しない。
- (2) 図面と契約数量表<sup>\*</sup>の記載において管径や材料の規格が一致しない。
- (3) 平面図と縦断図の数量(管布設延長、材料、仕様等)が一致しない。

### 【2】 設計図書の表示が明確でない場合

- (1) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確になっている。
- (2) 水替工実施の明示があるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- (3) 使用する工事材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない(明示が不十分である)。

### 【3】 設計図書に誤謬<sup>ごびゅう</sup>又は脱漏<sup>だつろう</sup>がある場合

- (1) 設計図書に誤謬(誤り)がある場合
  - ① 同一部分の舗装構成が図面によって異なる。
  - ② 設計図書に示されている矢板の打設工法では、明示されている土質で施工できない。
- (2) 設計図書に脱漏(記載漏れ)がある場合
  - ① 条件明示する必要があるにも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
  - ② 条件明示する必要があるにも係わらず、交通整理員についての条件明示がない。
  - ③ 条件明示する必要があるにも係わらず、使用工事材料等の仕様等が明示されていない。
  - ④ 条件明示する必要があるにも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。



<sup>\*</sup> 建築工事では設計図書に工事内訳書や契約数量表が含まれない場合がある。

**【4】 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合**

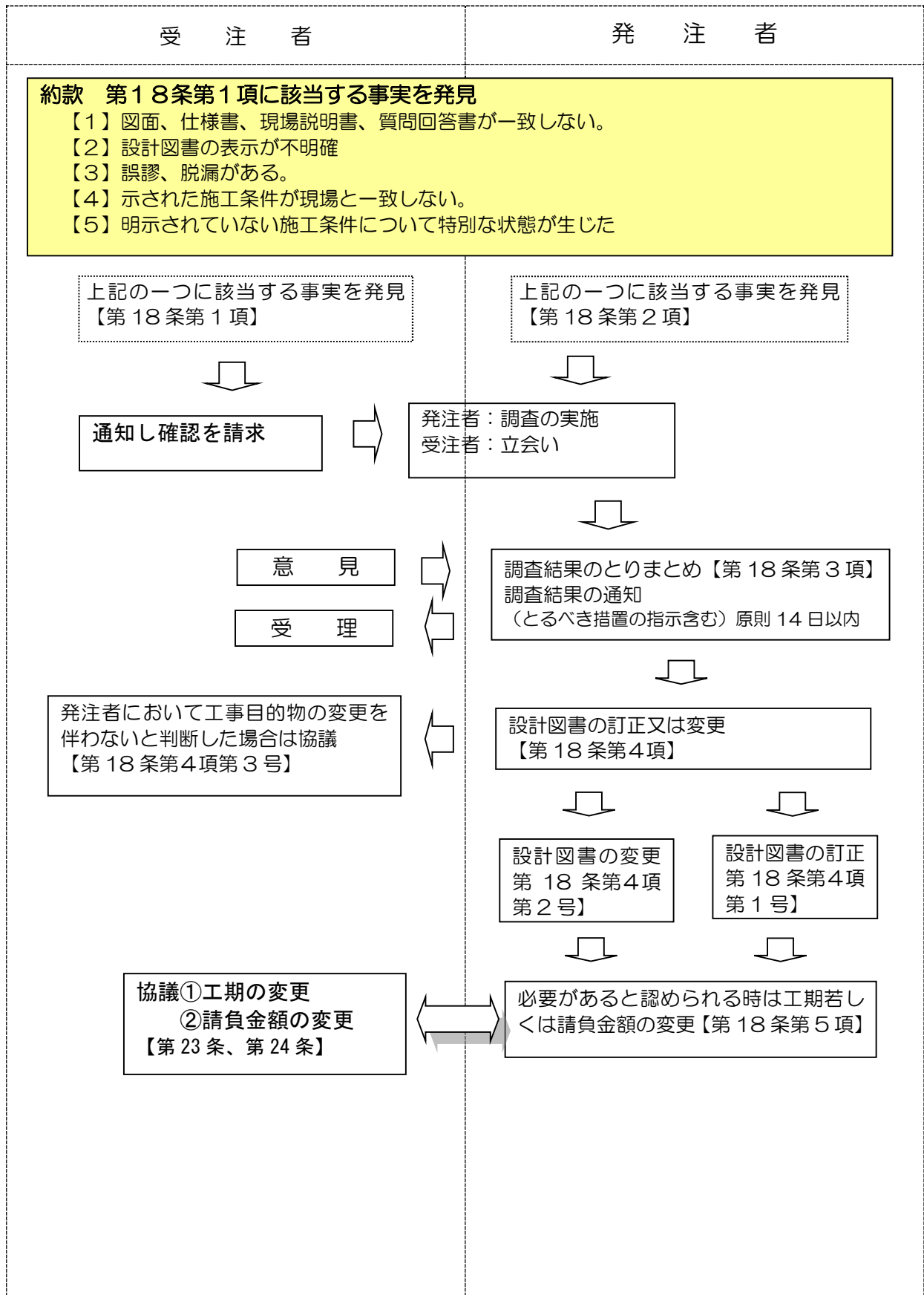
- (1) 設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない。
- (2) 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高さが一致しない。
- (3) 設計図書に明示された舗装版や地下埋設物等の構造や大きさがと工事現場とが一致しない。
- (4) 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- (5) 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。
- (6) 設計図書に明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
- (7) 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。
- (8) 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない。
- (9) 設計図書に明示された埋設物より大きい(多くの)埋設物が設置されていた。
- (10) 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない。
- (11) 設計図書に明示された地盤改良材の配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。

**【5】 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合**

- (1) 埋蔵文化財が発見され、その調査が必要になった。
- (2) 現地の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。
- (3) 予期せぬ交通規制を受け、工事を進められなくなった。



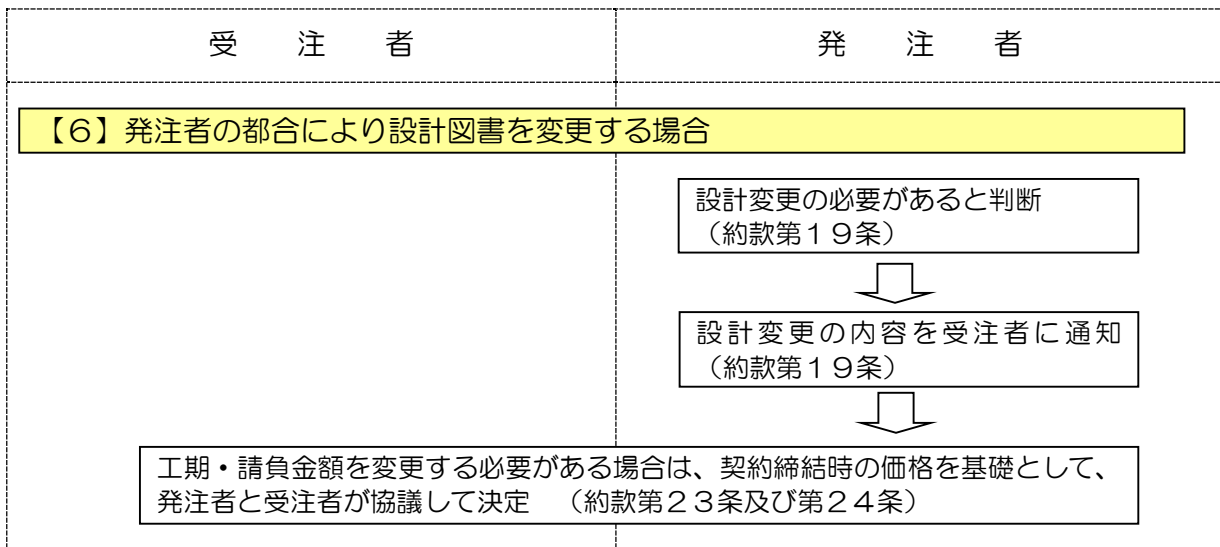
図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き（第18条）



## 【6】発注者が必要と認めて、設計図書を変更する場合

- (1) 近隣住民等と調整の結果、施工時間、施工日を変更した。
- (2) 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- (3) 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- (4) 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- (5) 関連する他の工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- (6) 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く）が必要と判断し、追加する。
- (7) 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- (8) 使用材料を変更する。
- (9) 隣接工事との調整で交通整理員の人数を変更する

図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き（第19条）



**【7】 工事用地等の確保ができない等のため又は自然的、人為的な事象で受注者の責めに帰すことのできない事項により、受注者が工事を施工できないと認められた場合**

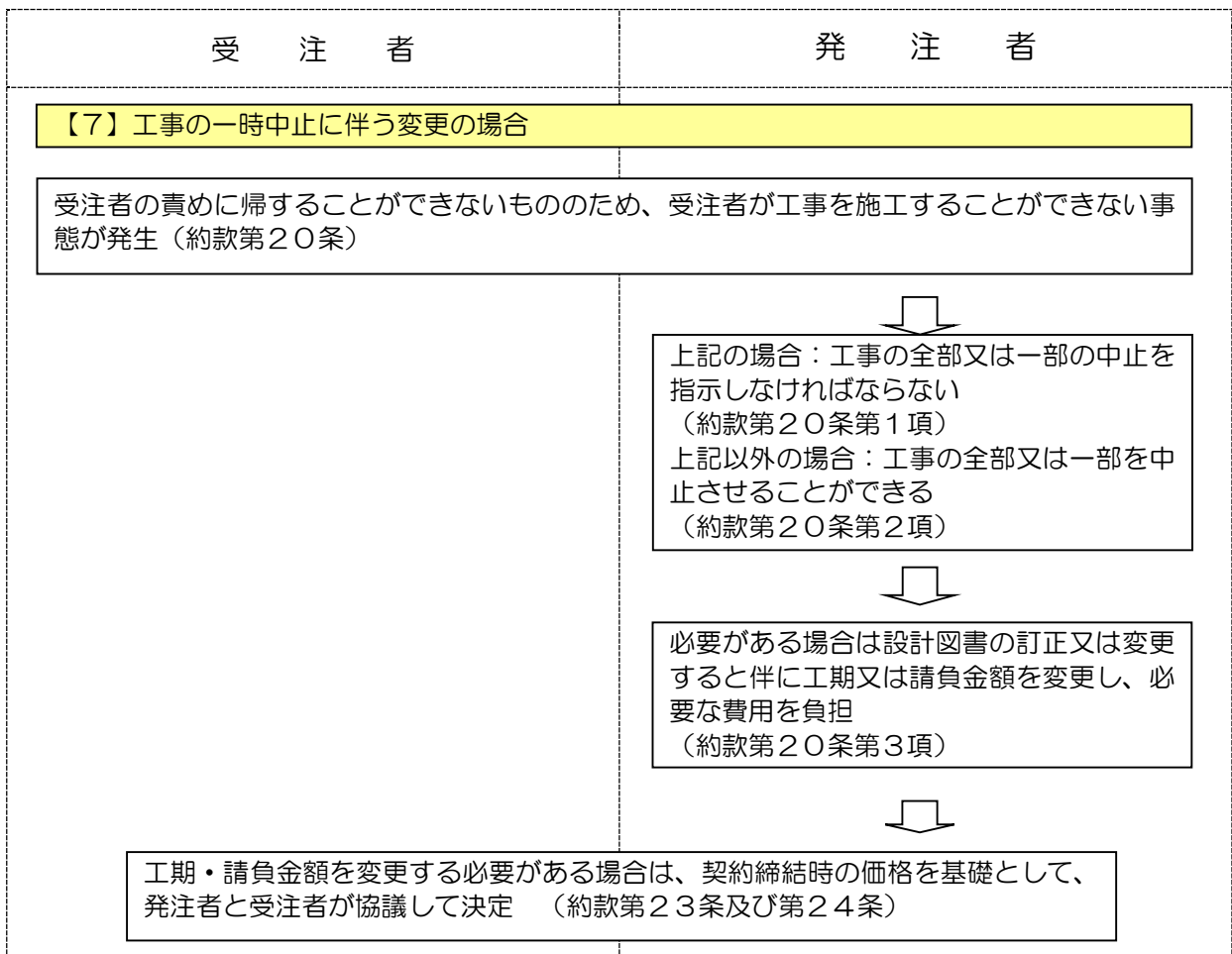
(1) 工事用地等の確保ができない場合

- ① 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
- ② 工事用地の支障物件が除去されていない。
- ③ 工事用地に登録されている他人の物権等（地上権、地役権、賃貸借権等）が消滅していないため、工事を進められない

(2) 天災等による場合

- ① 暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他の自然的な事象によって工事を進められない。
- ② 工事現場が不法占拠され、工事を進められない

**図3 工事を一時中止する場合の手続き（第20条）**



## 8. 施工条件の明示事項とそのポイント

明示事項	明 示 事 項	条 件 明 示 の ポ イ ン ト
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期	①先行する工事において他の工事に影響を及ぼす箇所がある場合は、部分的に工期を設定する（対象箇所及び当該箇所の完成期限） ②後発の工事については、他の工事から影響を受ける箇所については、対象箇所及び施工の実施可能時期
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法	①当初発注の段階で施工時期、施工時間及び施工方法について、制限の内容が予測できる場合は、その内容を明示 ②制限が生じることが予想されるが、具体的な内容が予測できない場合やその年によって制限の内容が変動する場合等においては、当初発注において制限がないことを前提とする旨の明示。この場合には、制限が生じた時には発注者と受注者が別途協議する旨明示
	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期	①協議成立時期が具体的に見込まれる場合は、協議を平行して進めていることを記載するとともに成立見込み時期を明示 ②協議の結果、工程等について何らかの制約を受けることが予想される場合は、その内容についてもあらかじめ明示 ③特に協議により試験施工が必要となりその実施時期又は試験施工の結果、工程に大きな影響を受ける可能性がある場合は、別途協議する旨明示
	4. 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合、その項目及び影響範囲	①施工時期について付された条件を具体的に明示 ②他官庁とのトラブルを避け円滑な工事の実施を図るため、不測の事態等により条件を満たしえない可能性が生じた場合には監督員への報告、対策についての協議を行う旨明示
	5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期	①全体工期とともに、余裕工期の終期（実工期の始期）を明示 ②余裕工期内には、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない旨明示
	6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間	①期間等について具体的に明示し、埋設物管理者の都合等によりそれが変更になった場合、設計変更の対象となる旨明示
	7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数	①雨天、休日等の日数を明示
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分が	①用地取得が終了していない範囲を明示する



	ある場合には、その場所、範囲及び処理の見込み時期	とともに、確保の見込み時期を明示 ②期日までに用地が取得されない場合においても、他の工事の進捗に支障が生じないように、受注者があらかじめ工程上の配慮をしておく必要がある旨明示
	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容	工事用地等の使用終了後に復旧条件がある場合は、復旧完了予定日とその内容を具体的に明示する。
	3. 工事用仮設道路、資機材置き場用の借地をさせる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	①場所、範囲、面積、工種、期間、使用条件、重要施設の有無、使用後の復旧方法等を明示 ②借地上に支障物件等の処置が必要になった場合は、監督員に報告し協議する旨明示。
	4. 施工者に桁製作等の仮設ヤードとして公有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	①使用する土地の位置、範囲を明示。この場合、図面等を用いて、わかりやすく表現することが望ましい ②仮設ヤードの周辺に立入り防止柵を設置すること等の条件がある場合には、その内容の明示 ③受注者が施工計画上の都合により、製作場所を変更する可能性がある場合には、監督員と協議する旨明示
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容	①特定の工種について、施工方法、機械施設、施工時間を指定する場合は、対象となる工種、範囲について明らかにしたうえで指定の内容を具体的に明示 ②発注当初の段階では、施工方法を指定する必要が生じることが予想されるものの、具体的内容について指定できない場合は「公害が生じる恐れがある場合には発注者に報告及び協議する」旨明示 ③騒音、振動等の測定を指定する場合は、測定箇所、内容等を明示
	2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間	①防護施設の内容・期間等を具体的に明示
	3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）	①明示する内容は個々の工事によって異なるため排水に関しては不確定要素が多い。予想外の出水量又は悪水が湧出した場合に、設計変更の協議の対象となるよう配慮
	4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等	①家屋調査等については、家屋調査数、家屋面積調査内容及び報告書の作成方法等について明示 ②特に家屋数、家屋面積は設計変更を伴うために不可欠であり必ず明示 ③調査方法等の具体的内容について記載しない場合は、監督員と協議する旨明示
安全対策	1. 交通安全施設等を指定する	①指定する内容が具体的に把握できるよう交

関 係	場合は、その内容、期間	通整理員の人数、視線誘導標の個数及び各々の配置期間等を明示。その場合、必要に応じ図面により配置を指定 ②実施に当たって不都合が生じた場合、現地の状況、関係機関との協議により数量の増減、処理方法の変更が生じた場合等においては、監督員と協議を行う旨明示
	2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容	①制限の内容を具体的に明示
	3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合はその内容	①防護施設の内容を具体的に明示。又、施設の内容が発注段階で決まっていなかった場合は、監督員と協議する旨明示
	4. 交通誘導員及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容	①制限の内容を具体的に明示 ②施工中に近隣への影響が生じた場合に速やかに的確な対応ができるよう、異常が発生した場合の監督員への報告及び対応策の協議が必要である旨明示
	5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	①対策の内容を具体的に明示
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容	①運搬経路の指定を行う場合は、図面での表示又は路線名を列挙する等、経路が明確になるよう明示 ②工事用車両の通行が認められない地域がある場合は、その範囲が明確になるよう明示 ③事前調査において不確定部分があり、発注後に対応する必要がある場合は、その旨明示 ④補修、散水等について、材料、数量等を指定する場合は、具体的に明示
	2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設などが必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容	①仮道路については、発注者の必要とする最小限の条件のみ明示し、他の条件は任意とする。 ②借地により仮道路を設ける場合は、借地料の負担の有無を明確にするとともに、砂利の飛散防止等の借地条件が付されている場合は、その内容を明示 ③補修材の要否及び量について当初発注の段階で指定できない場合は、監督員と協議する旨明示
仮 設 備 関 係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等	①工事完了後も存置させることを指定する場合は、工事完了後の損料、撤去費の負担等の条件を明示 ②発注当初において定まっていなかった場合は、別途協議する旨明示
	2. 仮設備の構造及びその施工	①仮設備の構造を指定する場合は、図面等を明

	方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法	示 ②仮設備について、災害又は予測できない事故、事態等が発生した場合に損害の補償について協議の対象となるよう配慮
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの距離、時間等の処分及び保管条件	①処分場において、受入れ可能な土の種類等詳細な条件が付されている場合は、その内容を明示
	2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容	①再生処理について公共事業が先導的役割を果たすため、発注者が明示する処理については、可能な限り再生処理とすることが重要
	3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件	①処理場において、受入れ時間等の条件を付されている場合には、その内容を明示 ②明示した処理場において処理費用が必要である場合には、発注者の積算にその費用を含んでいるか否かを明示
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等	①支障物件の種類、管理者、位置、管理者との協議の状況、移設する場合の時期、防護等の必要性等の必要事項。特に管理者の立会いが必要となる場合は、管理者の都合で工程に影響が出る場合があるので、その要否を明示 ②現場内工事等多数の企業者による占用物件がある場合に、落ちがないよう十分留意
	2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等	①占用工事の工事主体、工期、当該工事との位置関係を明示。特に受注者が占用企業者との協議を行う場合はその旨明示 ②占用工事が予定どおり終了しないことにより、当該工事の工程に影響が生ずる場合に、設計変更の協議の対象となるよう配慮
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等	①土中において行われる工事であるため不確定要素が多く、実施状況に応じて注入量等の変更が的確に把握できるよう配慮。通達等に記載された諸事項について落ちがないよう詳細に明示
	2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容	①水質調査等の具体的内容を明示
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	①工事用地不足のため、仮置き場所が工事現場から離れている場合は、特に場所について詳細に明示
	2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡し場所等	①監督員による品質検査等引渡しに当たっての条件がある場合は、その内容を明示

3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所、引渡し期間等	①貸与にあたり、無償・有償の別、遵守すべき取り扱い要領、保険への加入等条件がある場合は、その内容を明示
4. 関係機関・自治体等との近接協議にかかる条件等その内容	①関係機関・自治体等の名称、協議内容・条件等を明示する。 ②現場状況等から施工条件が異なった場合は、監督員に報告し協議する旨明示する。
5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件	①架設の施工方法、施工条件等を明示する。 ②現場状況等から施工条件が異なった場合は、監督員に報告し協議する旨明示する。
6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容	①工事用電力等を指定する場合は、関係機関との協議の時期・内容・条件等を明示する。 ②現場状況等から施工条件が異なった場合は、監督員に報告し協議する旨明示する。
7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容	①新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容を明示する。 ②現場状況等から施工条件が異なった場合は、監督員に報告し協議する旨明示する。
8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時間	①使用箇所、使用期間等を明示する。 ②現場状況等から施工条件が異なった場合は、監督員に報告し協議する旨明示する。
9. 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等	①給水の使用にあたり、給水設備の使用規定等遵守すべき条件がある場合は、その内容を明示

工事の種類や規模、内容等により施工条件は千差万別ですので画一的に細部の施工条件を明示することは、かえって受注者の自主的な判断を損なう恐れがあります。

特に最近の建設技術革新は著しく、効率的で安全性の高い施工技術を生み出していますから、施工方法や機械設備についての明示は、性能や規格を中心とすることが望まれます。

## 9. 工事請負契約約款〈抜粋〉

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の工事の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、受注者がその責任において定める。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

以下省略

### (工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供すべきものと定められた工事の施行上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、受注者が工事の施行上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

### (条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施行にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書の表示が明確でないこと。

(3) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又

は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して行う。

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更がなされた場合において、次条後段の規定を準用する。

#### (設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施行することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができるときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (契約金額の変更方法等)

第 24 条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で契約締結の日から 12 箇月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(契約金額から当該請求時の出来形部分に相應する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生

じ、契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **(契約金額の変更に代える設計図書の変更)**

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第34条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。